

「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

保育所等の入所について、定員を超えて申し込みがあった場合に利用調整を行うこととされており、利用調整基準は、保育所等を希望する方への公平性を確保するため、これまでも、国が示す優先利用項目等のほか、毎年度の保育所等入所申請等を受けて課題等を把握し、必要な見直し（「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正）を行ってまいりました。

今回、国から示された就労証明書の標準的様式を採用するにあたり、新たに利用調整基準の見直し等を行う必要が生じたことから、パブリックコメント手続を実施し、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、18通（意見総数29件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和8年6月3日（水）から7月3日（金）まで
意見の提出方法	意見提出フォーム、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・市ホームページ、かわさき子育てアプリへの掲載 ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、こども未来局保育・幼児教育部保育対策課） ・市内認可保育所等、地域子育て支援センターでの周知
結果の公表方法	・市ホームページ、かわさき子育てアプリへの掲載 ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、こども未来局保育・幼児教育部保育対策課） ・市内認可保育所等、地域子育て支援センターでの周知

3 意見募集の結果

意見提出数（意見件数）		18通（29件）
内訳	意見提出フォーム	18通（29件）
	FAX	0通（0件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

(1) 御意見に対する対応区分

A：御意見の趣旨を踏まえ、案に反映させるもの

B：御意見の趣旨が案に沿ったもの

C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの

D：案や施策に対する要望の御意見であり、案や施策の内容や考え方等を説明するもの

E：その他

(2) 意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	E	計
1 利用調整基準等の見直し（就労証明書の標準的様式の採用による見直し）に関する こと	0	2	0	8	0	10
2 その他利用調整基準に関する こと	0	0	11	2	0	13
3 保育料に関する こと	0	0	0	0	2	2
4 その他	0	0	0	0	4	4
合 計	0	2	11	10	6	29

(3) 本市の対応

パブリックコメント手続を実施した結果、就労証明書の標準的様式の採用による利用調整基準等の見直しに関する御意見のほか、その他利用調整基準に関する御意見や、保育料に関する御意見などが寄せられました。

御意見については見直し案の趣旨に沿ったもの、今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの、施策に対する要望であったことから、当初案のとおり、要綱の一部改正の手続きを進めます。

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 利用調整基準の見直し（就労証明書の標準的様式の採用による見直し）に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	利用調整における公平性の確保は重要であり、本改正案の趣旨について理解する。	国が定める就労証明書の標準的様式を採用し、一部の項目を廃止することに伴い、利用調整基準等について見直しを行います。 引き続き、国の動向に注視するとともに、利用調整上の公平性を確保するため、必要な見直しの検討を行ってまいります。	B
2	就労証明書の標準的様式の採用は、様式をシステム化している企業にとってはありがたい。		
3	見直し後の案「育児休業の取得状況に関わらず、前年度の合計所得金額により判定する。」については、子の生まれ月によって育休に入るタイミングが異なり、保護者の努力により改善できない理由で保育園内定への有利・不利が発生してしまうため反対である。 (同趣旨意見 他3件)	本市の利用調整基準では、就労時間数等が同等の世帯間において、世帯の状況や児童の保育環境、その他の項目によっても調整がつかない場合の最終的な判断基準として、所得に関する項目を定めているところです。 収入の変動については世帯ごとに様々な御事情がありますが、国が定める就労証明書の標準的様式においては過去の育休履歴を採用しておらず、他の政令市等においても過去の育休履歴を考慮している事例は確認できなかったこと、所得の合計に一時所得や他の要因による収入の増減を考慮していないことなどから、このたび、育児休業取得期間の有無に関わらず、一律、前年度の課税状況に係る合計所得金額（前々年1月～12月の所得）を用いるよう見直すものです。	D
4	収入の比較年度を一律同一年度にすることは、生まれ月の違いによる不公平を生むと思う。収入の比較年度を統一したとしても、生まれ月の違いへの配慮を継続するため、育休を除く月数で収入額を割り、月額で比較するなどの工夫をしてほしい。		
5	要綱項目 15 の改正について、4月出産と3月出産でそれぞれ1歳児クラスの入所を希望した場合を比較すると、早生まれはただでさえ4月の0歳児クラス入所ができないデメリットを抱えていることに加え、所得の面でも不利になりやすい構図となるのではないか。「別表3においても同点となった場合の取扱い」については現行と同じ基準を維持、または、育休期間がある場合は当人の所得は一律0円とみなし、配偶者の所得のみとする等の公平性が必要ではないか。		

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
6	要綱別表 3「就労実績と連動した収入実績がある世帯」の削除とあるが、本項目は共働き世帯の大部分に適用されている加算項目であるため、その削除に伴い多大な影響が生じる世帯が続出することが懸念される。 ついては、本改正による不利益が最小限に抑えられるよう、激変緩和措置を含めた適切な調整を強く求める。 (同趣旨意見 他 1 件)	保育所等を利用する世帯の約 98%の保護者が就労を事由としています。現在、そのほぼすべての世帯に当該項目の加点がされていることから、廃止による利用調整への影響は極めて小さいものと考えています。	D

(2) その他利用調整基準に関すること

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
7	「別表3においても同点となった場合の取り扱い」について再考を願う。 保育園は福祉施設であり、3才以下（幼稚園に入らない年齢）の時期においても両親が就労しなければならないほどの世帯収入であるため、その優先順位という理屈で理解しているが、これは昭和、平成の、父親1人の稼ぎで一世帯の生活が成立した時代の話ではないか。そのような世帯は現代においてはごく稀である。 女性の社会進出にあたり、妻の稼ぎが「生活の足し」ではない、一定の稼ぎに及ぶケースも珍しくなく、世帯収入が1000万を超え、本件に該当した場合にはかなり優先度が下がるとされる。これは、夫・妻いずれも就学・就職において努力した結果であり、これが仇となって保育園に入れないなどというのは現代に見合わない仕組みである。これにより、親が自宅保育を望まずキャリアを中断した場合、世帯収入は激減し、あまりに不公平である。 また、収入が高い＝社会的に専門性の高い役割を担う（資格・職能など）ことが暗に考えられ、本来は就労を望むのに保育のために休業せざるを得ないとなると、人手不足による社会への影響も考えられる。 さらに、世帯収入が多いほど当然に住民税も多く支払っており、その中で自治体のサービスを受けるところから遠くに置かれているとも言える。	保育所等は、児童福祉法に定める児童福祉施設であることから、受入枠を超える利用申込があった場合には、児童福祉の観点から、保育の必要性が高い世帯を優先して選考することとしています。 利用調整について、国は、「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について（雇児発0910第2号）」において、法に基づく保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る利用の調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的考え方を示しており、同通知の中で「保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる」とされていることから、本市においても、これを参考として、就労時間数等が同等の世帯間において、世帯の状況や児童の保育環境、その他の項目によっても調整がつかない場合の最終的な判断基準として、所得に関する項目を定めているところです 自宅から保育所等までの距離や希望順位については、児童が保育を必要とする事由に直接的に関わるものではないことから、利用調整基準として設定することは適切ではないと考えますが、利用調整基準については、公平性を確保するため、引き続き、国の動向に注視するとともに、必要な見直しの検討を行ってまいります。	C
8	別表3まで同点の場合に、世帯年収の低い世帯が優先される仕組みを変えて欲しい。保育園内定のために所得を減らす方向のバ		

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	イアスが家庭にかかるのは本末転倒で、年功序列の傾向が強い国内の給与体系では晩婚・高齢出産の家庭が基本的に不利である。納税額が高いのに恩恵を受けにくい構図は違和感があり、むしろ所得の高い世帯が優先されてもいいのではないか。もちろん、ひとり親等で保育が必要な世帯は優先されるべきだと思う。		
9	保育の必要度を点数化し、必要度の高い世帯から入所内定とする考え方自体には合理性がある。 しかし、同順位となった時点で市は各世帯の保育の必要度が同程度であると判断しているにもかかわらず、最終的な順位決定に所得を用いることは、保育の必要性ではなく、世帯の経済状況によって入所の可否を左右することになり、制度の趣旨と整合しないと考える。 少なくとも、同順位判定に所得を用いることについては、その政策目的、保育の必要性との関係、対象世帯への影響、他の手段との比較について明確に説明すべきである。保育所等の利用調整は、福祉的支援の必要性そのものを判定する制度ではない。所得の高低によって経済的支援の必要性が変わり得ることは理解できるが、それが直ちに保育の必要性の高低を意味するわけではない。仮に市が、所得の低い世帯ほど入所を優先すべきと考えるなら、所得と保育の必要性との関係、また保育料軽減や給付等ではなく入所可否によって対応する理由について、明確に説明する必要がある。 また、前年所得は、育児休業、時短勤務、転職、休職、賞与の変動、産前産後休業などにより、大きく変動するため、現在の保育の必要性を示す指標としても、世帯の継続的な経済力を示す指標とし		

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	でも不安定である。今回の見直しで育児休業取得前の所得を遡って確認しないのであればなおさら、前年所得を同順位判定に用いる合理性は弱まる。 同順位判定における所得比較は廃止し、保育の必要度が同一と判断された場合には、抽選などの中立的な方法により順位を決定する制度へ見直すことを求める。		
10	利用調整において、最終的な優先順位を世帯所得のみで判断することは疑問。 利用調整の結果は入園時だけでなく、その後の子育てや送迎環境にも大きく影響する。世帯所得は一つの指標として理解できるが、同点となった場合には、通園距離や送迎負担、きょうだいの状況など、実際の子育て環境も考慮できる仕組みを検討してほしい。 また、共働きで就労し、所得に応じた税負担や保育料負担を担っている世帯についても、公平性の観点から納得感のある利用調整制度となることを期待します。		
11	現状の選考方法では、どうしてもランク、指数が高い保育士やひとり親世帯がすべてにおいて有利で、人気園はそういった世帯のお子さんが非常に多いという構図が変わらないため、なんらかの措置をお願いしたい。収入が高い世帯でも人気園に入れる可能性を残すため、例えば、希望順位を加味する項目を設ければ、第一希望の施設に関しては人気園でも入れる可能性があると思う。		
12	きょうだい児の加点については、上の子が幼稚園で預かり保育利用（新２号認定）の場合、下の子の保育所等利用申込みにあたっては対象とならない。保育所を利用したくとも定員が埋まっている状	利用調整基準における多子世帯支援の取組として、利用調整実施要綱別表２において、「既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいと同時に申請の場合で、同一施設・事業の利	C

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	況もあるため、幼稚園利用であっても、保育の必要性がある場合にはきょうだい児の加点対象としてほしい。	用を希望する世帯」については指数7点とし、きょうだい同一園入所の機会拡充を図っているところです。	
13	利用調整上、きょうだい加点に重点をおき、2人目、3人目の子どもの入園先について、上の子と出来るだけ同じ園に入園できるような基準にしてほしい。別々の園になってしまうと、朝夕の登降園時、両親が手分けをして送迎することになるが、これにより子どもが分断され、子どもが両親と接する時間、保護者が子どもと接する時間が削られる。 子どもや子育て家庭の立場からみると、同じ園に行った方が兄弟姉妹、家族、皆に良いように思う。	利用調整においては、他世帯との公平性についても考慮する必要があることから、引き続き、国の動向に注視するとともに、必要な見直しの検討を行ってまいります。	
14	きょうだいでの同じ園への入園希望について、優先度をあげてほしい。 現行の利用調整基準では7の加点があり、優先度は高いが、この加点はあくまでランクづけのための加点であり、同点以上の入園希望者が同じ園に集まった場合には、収入順にジャッジされ、その園への入園が叶わない可能性が残される。 ランク付けは、保育の必要性が高い家庭を取りこぼさず優先して保育園への入園に繋げることができる合理的なシステムであるが、これはあくまで「高いランクの順で、かつ収入が低い家庭（＝就労の必要性が高い）の順に保育園への入園が決まること」が重要であって、「その園」に入園することがマストではないと考える。 一方、きょうだいがい既に通っている家庭においては、立地や園の雰囲気、サービスなどが理由ではなく、「その園」への内定を目指して希望を出す、もし別の園になった場合には、「送迎の時間が倍以		

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	上かかる」「園のルールが異なりあらゆる準備が煩雑になる」などかなりの負担を強いられ、朝の1分1秒を争う共働き家庭にはあまりに厳しい条件である。「その園」に通わせたい理由やメリットは他のどの家庭よりも大きいと考えられる。 また、別の園になった場合には転園を望み、毎月の空を確認、申し込みを行い続けるなど継続してタスクを追うこととなる。 同ランクとなった場合には、収入順ではなくきょうだいを通う家庭を優先に内定させる方向での改定を強く希望する。		
15	在宅勤務が可能な職種と出勤が必須の職種では、育児との両立のしやすさに大きな差がある。就労時間のみではなく、勤務形態や通勤状況なども含めて保育の必要性を評価することを検討してほしい。	保育所等の利用調整においては、職種・業種や雇用形態、勤務時間帯、就労場所等による差異は設けず、就労証明書等から客観的に判断できる指標に基づき、保育を必要とする時間数によるランクの判定を行っています。	C
16	就労時間のランク付けについて、変形労働や休憩のない特殊業務について、月間の就労時間がAに届かない、年間休日が少ない人は公平なランク付けになっていないと思う。また、泊まり勤務をしていてワンオペの家事に負担が出ている家庭にも目を向けてほしい。	利用調整基準については、公平性を確保するため、引き続き、国の動向に注視するとともに、必要な見直しの検討を行ってまいります。	C
17	障害のある子どもの保育所利用においては、一般的な利用希望者と比較して受入可能な施設が限られる。加配体制の有無や受入実績、施設ごとの支援体制によって実質的に申込み可能な施設数が少なくなるため、利用調整のスタートラインが同一とは言えない場合がある。 また、障害児を育てる家庭では、保育園利用に加えて療育施設への通所や定期的な医療機関受診、各種相談支援などが必要となるこ	現在のところ、対象児童が障害を有している世帯については、利用調整実施要綱別表3において1点加点としているところですが、利用調整基準については、公平性を確保するため、引き続き、国の動向に注視するとともに、必要な見直しの検討を行ってまいります。	C

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	とが多く、保護者の就労継続にも大きな影響がある。 現在の利用調整基準では、就労状況や家庭状況が中心に評価されているが、障害児家庭が置かれているこうした実情についても、今後の制度見直しの中で検討してほしい。 利用調整の公平性とは、全ての家庭を同じように扱うことだけではなく、それぞれが置かれた状況の違いによって生じる不利益にも目を向けることだと思う。障害のある子どもとその家族が、安心して保育と就労を両立できる環境整備を進めることを期待する。		
18	現在の利用調整基準において、就労時間のみで保育の必要性を判断することには課題があると感じる。 例えば、妊娠中のつわりや体調不良、長時間通勤による身体的負担などにより、やむを得ず時短勤務を選択する場合があるが、その結果就労時間が短くなり、利用調整上不利になることがある。本来は保育の必要性が高い状況であっても、単純な就労時間の比較では実態が十分に反映されていないのではないか。	保育所等の利用調整においては、就労証明書に記載された雇用契約上の就労時間と直近3か月の就労実績を確認し、ランクの判定を行っています。なお、保護者の体調不良や病休等により就労実績のない月については除外し、実績のある月に遡及して記載いただいているところです。 それぞれの御家庭の事情は様々であり、また、妊娠に伴う体調変化等は個人差が大きいことから、就労証明書等の客観的な資料に基づき保育の必要性を判断することとしています。	D
19	利用調整実施要綱別表3に「保育料を滞納している世帯」があるが、別表3での減点では、ほとんど意味がないと思う。別表1でのランク下げや、申し込み不可などの措置を検討してほしい。	保育所等は、児童福祉法に定める児童福祉施設であることから、受入枠を超える利用申込があった場合には、児童福祉の観点から、保育の必要性が高い世帯を優先して選考することとしています。 保育料の滞納の有無については、児童が保育を必要とする事由に関わるものではないため、滞納の事実をもって利用申込みを妨げることは適切ではありませんが、他の世帯との公	D

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		平性の観点や、租税公課の適正な納付を促す観点から、別表 3 における減点項目として設定しているところです。	

(3) 保育料に関すること

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
20	保育料は前年度所得を基準に決定されるが、育児休業中や復職直後など、実際の収入が大きく減少している世帯においては、現在の家計状況との乖離が生じる場合がある。実際の収入状況を一定程度反映できる仕組みについても、今後検討してほしい。	保育料については、子ども・子育て支援法施行令にしたがい、4月から8月までは前々年の、9月以降は前年の所得から算出された市民税所得割額に基づき決定しています。 また、災害や解雇等不測の事態により多額の支出や著しい所得の減少があり、保育料の納入が困難であると認められる場合には、市の規則に基づき保育料の減免を行っているところです。 なお、不測の事態とは、本人の責によらない予見可能性のない罹災や失業等を指し、原則として、育児休業や自己都合による退職・転職、自営の売上が減少したこと等は不測の事態に該当しないこととしています。	E
21	保育料の取組について不十分だと思う。第二子は保育料半額としているが、保育料以外の家計負担も考慮すると、子ども2人分の保育料は高額であり、家計破綻を恐れて2人目は断念した。子育てを含めて4年前は住宅がまだ安かったため、東京都で購入すれば良かったと後悔している。 地域間で多少のバラツキがあるが、日本で少子化が進む根本理由は、子どもを産める世代がお金が無く、お金の将来不安ためにお金のかかる子ども産むことを諦めている人が多いためである。特に、今の子育ては共働き世帯が一番多く、無償化まで自宅保育できる裕福な人は限られており、保育園は必須だが高額過ぎる。	保育料については、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであると考えていますので、引き続き、国に対し、他の政令市等と連携しながら、あらゆる機会を通じて働きかけを行っていきたいと考えています。 本市においては限られた財源の中で、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの観点から、本制度を含め総合的に子育て支援施策を推進してまいります。	E

(4) その他

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
22	(保育料について) 財源が限られていると言う割には、川崎市は未だに初期投資や維持費の財政負担の大きい駅前再開発に代表される大規模プロジェクトを推進している。限られた財源は保育園や給食費等の子育てに優先して分配すべきである。 川崎市の未来のために誇れる子ども・子育て財源にもっともっと力を入れてほしい。コンクリートではなく、子どもに税金を使ってほしい。	子どもたちは本市の未来を担う大切な存在であり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、市政における重要な課題であると認識しております。 引き続き、限りある財源を効率的・効果的に配分しながら、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に的確に対応してまいります。	E
23	今回の見直しで認可保育所等に入れなかった場合に、認可外保育施設等の利用によって発生する費用を負担してほしい。	子育てに関わる経済的負担を軽減するため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されており、保育認定を受けて認可外保育施設を利用する場合、3～5歳児については月額37,000円(令和8年10月からは40,300円)、非課税世帯の0～2歳児については月額42,000円(令和8年10月からは45,700円)を上限として保育料が無償化されます。	E
24	利用調整の公平性という観点から、就労証明書の内容と実際の就労実態に大きな乖離がある場合について、確認方法を検討してほしい。実際には就労はしていないが、親族や知人の経営者に就労証明書を作成してもらっている、時短勤務だが、フルタイム勤務として扱ってもらっている、という話を耳にしたことがある。真に保育を必要とする世帯が適切に利用できる制度となることを望む。	就労証明書の記載内容に疑義がある場合には、必要に応じて就労先事業者等に確認することとしています。また、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合がある旨の注意喚起を行っているところです。	E
25	偶然見つけてパブリックコメントを提出できたが、概要に書いてある「案の公表先」とされているかわさき子育てアプリすくすくでは見かけず、区役所に立ち寄った際も、保育所見学でも一切お知らせがなかった。不利益を被る立場の方もいる中で、もう少し周知や	今回のパブリックコメントの実施にあたっては、市ホームページやかわさき子育てアプリのお知らせページへの掲載のほか、かわさき情報プラザや、各区役所の市政資料コーナー、保育所の申請窓口を資料閲覧場所として設定し、各保育所及	E

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	説明に力を入れてほしかった。今後は改善してほしい。	び地域子育て支援センター等にもチラシの掲示をしておりますが、引き続き、できるだけ多くの方から意見をお寄せいただけるよう周知方法等の工夫に努めてまいります。	

「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正について(案)

1 保育所等の利用手続について

(1) 保育の必要性の認定

- 保育所等の利用申込にあたっては、保護者の就労や疾病等「保育の必要性」の認定を受ける必要がある。
- 就労を事由として認定を受ける場合には、実働時間数や就労実績等について雇用主が証明する「就労証明書」の提出を求めている。

(2) 就労証明書に関する国の動向

- 就労証明書については、従前から、各自治体で保育所等利用調整に必要な項目を定めた独自様式を使用していたことから、**企業側では、従業員の居住自治体ごとに異なる様式で作成する必要があり、その事務が負担**となっていた。
- 国は、企業側の負担に鑑み、**就労証明書の「標準的様式」**を示し、各自治体は、原則として標準的様式を使用することとされた。
 - 令和5年通知「就労証明書の標準的な様式について」
標準的様式では項目が不足する場合、各自治体の判断で「追加的記載事項」を設定することが可能。**令和6年4月入所に係る申込みからの原則使用**が求められた。
 - 令和6年通知「追加的記載事項の活用状況に関する調査について」
追加的記載事項の設定状況が自治体ごとに異なるため、更なる統一化を図る目的で活用状況に関する調査を実施。調査結果に基づき、標準的様式に追加する6項目が選定され、その他の約60項目については就労証明書の記載事項から除外された。
 - 令和6年9月30日子ども・子育て支援法施行規則(内閣府令)の一部改正
新たな標準的様式が規則様式として定められ、**令和7年4月入所に係る申込みからの原則使用**が求められることとなった。

(3) 川崎市の対応状況

- 本市では、**令和5年通知時点の標準的様式に追加的記載事項を設定した就労証明書**を「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」(以下「要綱」という。)に定め、保育所等の利用調整を実施している。
- 本市において新たな標準的様式を採用した場合、**現行の保育所等利用調整基準の運用において一部支障が生じることから、要綱改正(利用調整基準の見直し)が必要**となる。

2 保育所等利用調整の概要

- 保育所の入所について、定員を超えて申し込みがあった場合、利用調整を行うこととされている。(児童福祉法第24条第3項)
- 利用調整においては、「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」に定めるランク・指数・項目点に基づき、就労証明書等の提出書類から各世帯の保育の必要度合を点数化
 - ➔ **施設・クラス年齢ごとに利用調整を行い、点数の高い順に入所内定**としている。

【各施設における利用調整のイメージ】

P保育園 1歳児クラス 受入数 2人

	ランク・指数等	希望順位	結果
申請者①	A-7-1	第1希望	内定(P保育園)
申請者②	A-6-3	第2希望	第1希望(Q保育園)で内定
申請者③	A-6-2	第3希望	第1、2希望で保留⇒内定(P保育園)
申請者④	B-5-1	第1希望	保留

【同ランク・同指数・同項目点だった場合の考え方】

	ランク・指数等	子ども3人以上	世帯の所得状況	【優先順位】
申請者a	A-6-1	該当	600万円	【1位】
申請者b	A-6-1	該当	650万円	【2位】
申請者c	A-6-1	該当なし	400万円	【3位】
申請者d	A-6-1	該当なし	500万円	【4位】

「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正について(案)

3 就労証明書及び利用調整基準の見直しについて

(1) 就労証明書の本市独自項目(抜粋)

14	過去1年以内の勤務体制の変更	勤務体系の変更期間	年	月	日	～	年	月	日	
15	過去の育休履歴	☐ 有 ☐ 無	期間	年	月	日	～	年	月	日
17	給与支給実績(※)	☐ 見込	円	☐ 見込	円	☐ 見込	円	☐ 見込	円	

※項目7に記載した期間の給与支給実績を記載してください。なお、項目7・17は直近の就労日数が雇用契約上の日数を満たす時点(月)の実績になります。(雇用契約上の日数を満たす実績が確認出来ない場合は雇用契約によらず記載された就労日数により判断します。)
また、3ヶ月間の実績がない場合は、見込みを記載してください。

(2) 就労証明書及び利用調整基準等の見直し

○令和9年4月入所から、**独自の追加項目を廃止し、国の標準的様式を使用**する。

○項目14「過去1年以内の勤務体制の変更」

過去1年以内に、就労先に変更なく、ランクの変動を伴う就労時間数の変更があった場合の指数「就労実績」の判定に使用。

➢ 他の記載項目等により判断可能であるため、当該項目は廃止する。

○項目15「過去の育休履歴」

要綱「別表3においても同点となった場合の取扱い」における「所得状況のより低い世帯」を判定する際の課税年度の判断に使用。入所日の属する年度の前年度(前々年分)の合計所得において育児休業の取得期間がある場合、育児休業中は原則として無給となる(育児休業給付金は合計所得に含まれない。)ことから当該期間を除外し、直近の年に遡って算定している。

➢ **他の要因による所得状況の変動は考慮していないことや、他の政令市・特別区において同様の取扱いを採用している事例は確認できないこと**から、当該項目を廃止し、パブリックコメントを実施の上、次のとおり運用の見直しを行う。

現行	見直し後
対象の年に育児休業中の期間がある場合には、育休を取得する前の直近の年に遡る。	育児休業の取得状況に関わらず、前年度の合計所得金額により判定する。

○項目17「給与支給実績」

要綱別表3「就労実績と連動した収入実績がある世帯」の判定に使用。

➢ 項目の廃止に伴い利用調整基準の見直しが必要。**パブリックコメントを実施の上要綱を改正し、令和9年4月入所に係る利用調整から適用**する。

要綱別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」(抜粋)

就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯
(項目点:1)

→ **廃止**

4 スケジュール案

令和8年5月13日 こども施策庁内推進本部会議検討部会

5月27日 文教委員会(パブコメ実施報告)

6月3日～ パブリックコメント実施

8月頃 文教委員会等(パブコメ結果報告)

8～9月 市民周知(9月下旬に配布の利用案内にも掲載)

10月 要綱改正

令和9年4月入所の利用調整から適用

利用調整基準見直しスケジュール案

項目	R8.5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
議会	★文教委員会(パブコメ実施報告)			★文教委員会(パブコメ結果報告)			
パブコメ等 意見聴取	★パブコメ(利用調整基準)			★子ども・子育て会議 教育・保育推進部会(報告)			
市民周知等				★各区役所等に制度周知 ★利用案内配布 (利用調整基準を明記)			
庁内検討	★素案確定 ★こども施策庁内推進本部会議(課長級)			★こども施策庁内推進本部会議(課長級)			
事務手続等				★利用案内(入稿) ★要綱改正			

★(R9.4利用調整～)
運用開始

4 利用調整（利用案内から抜粋）

(1) ランク・指数等による優先順位の判定について

申請者数が各保育所等の受入れ可能人数を超えた場合は、利用調整を行います。

利用調整では、各世帯の保育の必要度合を、「川崎市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」（20ページ～、以下「利用調整基準」という。）に基づき、ランク・指数・項目点により点数化し、点数の高い順に入所内定としています。

ランク等は、申請締切日時点の状況（提出書類）で判断し決定します。不足書類や記入もれのないようご注意ください。ただし、入所希望日までにランク・指数に関わる状況に変動が生じた場合、変更申請が必要です。なお、変更申請を怠り、ランク等が下がることが判明した場合は、内定取消となる場合があります。また、川崎市外在住の方の申請の場合、利用開始希望日までに確実な転入予定がある場合を除き、ランク等にかかわらず利用調整は川崎市在住の方が優先となります。

なお、育児休業に関する同意書・申出書において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、優先順位を下げた利用調整となることを了承します。」を選択した場合は、ランク等に関わらず利用調整の優先順位を下げる取扱いとなります（「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」（令和6年4月5日付けこども家庭庁事務連絡））。ただし、育児休業の延長を許容できる方についても、申し込んだ保育所等の利用定員に空きがある場合は入所内定となります。

利用調整では、以下の手順で入所内定の優先順位を決定いたします。

① 世帯のランクによる判定

世帯のランクがより高いお子さんを上位とします。ランクの決定にあたっては、利用調整基準別表1（20ページ）に基づき、各保護者をA～Hのランクに区分し、保護者間でより低いランクを世帯のランクとしています。

（例）次のa世帯とb世帯では、a世帯が優先されます。

a世帯	世帯ランク B	>	b世帯	世帯ランク C
父ランク：B			父ランク：A	
母ランク：B			母ランク：C	

② 調整指数による判定

①において、同ランクで競合した場合には、利用調整基準別表2「同ランク内での調整指数表」（21ページ）により、指数（該当項目の合計点）の高いお子さんから入所内定とします。

③ 調整項目点による判定

①②において、同ランク同指数で競合した場合には、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」（22ページ）により、項目点（該当項目の合計点）の高いお子さんから入所内定とします。

④ 養育している子ども3人以上の有無による判定

①～③で判定が困難な場合は、利用調整基準「別表3においても同点となった場合の取扱い」（22ページ）により、養育している子どもが3人以上の世帯のお子さんを優先して入所内定とします。

⑤ 世帯の所得による判定

①～④で判定が困難な場合は、所得のより低い世帯のお子さんを優先して入所内定とします（22ページ参照）。

＜複数の保育を必要とする事由に該当する場合＞

- ・同一の保護者が複数の保育を必要とする事由に該当する場合、利用調整は主たる事由に基づいて行います。
 - ・時間数によりランクが変わる事由については、それぞれの時間数を合算してランクを判定します。
- ＜例＞

保護者の状況	主たる事由	ランク	指数
父：就労 140 時間 母：就労 110 時間、就学 30 時間 ともに就労実績 1 年以上 育休明け	父：就労 母：就労	A	6 (父母就労実績：4 点) (育休明け：2 点)
父：就労 80 時間 母：就労 140 時間 父就労実績 1 年以上、母 8 か月 父身体障害者手帳 2 級 認可外保育施設利用	父：心身障害 母：就労	A	8 (障害者手帳：5 点) (認可外保育施設：2 点) (母就労実績：1 点) ※父の主たる事由が心身障害のため、 父の就労実績 2 点は付かない

(2) 内定施設の決定について

利用調整は、施設・クラス年齢ごとに上記手順により行っています。なお、利用希望をいただいた全ての施設で、それぞれ利用調整を行います（希望できる園数は第20希望までですが、通園可能な範囲で申請してください。）。

複数の施設で内定となりうる場合、希望施設のうち、希望順位の最も高い施設1か所のみを入所内定します。複数の施設で重複して入所内定とすることはありません。

また、兄弟姉妹で同時申請の場合は、兄弟姉妹が同じ保育園に内定となるよう希望することも可能です。詳細については「(4) 兄弟姉妹2人以上で申し込む場合の条件について」をご覧ください。

【各施設における利用調整のイメージ】

P保育園 1歳児クラス 受入数 2人

	ランク・指数等	希望順位	結果
申請者①	A-7-1	第1希望	内定（P保育園）
申請者②	A-6-3	第2希望	第1希望（Q保育園）で内定
申請者③	A-6-2	第3希望	第1希望、第2希望で保留⇒内定（P保育園）
申請者④	B-5-1	第1希望	保留

【同ランク・同指数・同項目点だった場合の考え方】

	ランク・指数等	子ども3人以上	世帯の所得状況
申請者 a	A-6-1	該当	600万円
申請者 b	A-6-1	該当	650万円
申請者 c	A-6-1	該当なし	400万円
申請者 d	A-6-1	該当なし	500万円



優先順位 高

川崎市 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準

別表 1

番号	保護者の状況		細目	ランク
1	居宅外労働 (自営を除く) (注1)		月実働140時間以上就労	A
			月実働120時間以上140時間未満就労	B
			月実働100時間以上120時間未満就労	C
			月実働80時間以上100時間未満就労	D
			月実働64時間以上80時間未満就労	E
			就労先確定(注2)	F
2	自営 (自宅外自営、 親族等が経営の 自営を含む) (注3～5)	中心者	月実働140時間以上就労	A
			月実働120時間以上140時間未満就労	B
			月実働100時間以上120時間未満就労	C
			月実働80時間以上100時間未満就労	D
			月実働64時間以上80時間未満就労	E
			就労先確定(注2)	F
		協力者	月実働140時間以上就労	B
			月実働120時間以上140時間未満就労	C
			月実働100時間以上120時間未満就労	D
			月実働80時間以上100時間未満就労	E
			月実働64時間以上80時間未満就労	F
			就労先確定(注2)	G
3	妊娠・出産	出産予定日の約2か月前(多胎妊娠の場合14週前)から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。		D
4	疾病・負傷・ 心身障害	(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害(いずれも同程度の障害を有する場合を含む。) ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合		A
		疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合		C
		慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合		E
5	介 護	病院等居宅外での介護	介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A～E
		居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む。)	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用。ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く。	A～E
6	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用	A～E
7	就学		卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A～F
8	求職活動等		求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	H
9	市長による 特例	ひとり親世帯等	自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合(注6)は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A～F
		生計中心者の失業	生計中心者の失業(自発的失業は除く。)により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A～F
		その他	その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、 家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合 対象児童が障害を有している場合	A～H

注1 常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月64時間以上就労していることを基本とし、その実働時間(時間外労働を除く)により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し判断を行う。

注2 入所月内に就労することが決定していること。

注3 経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。

注4 内職従事者については、協力者の細目を適用する。

注5 各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。

注6 就労につながる就労先が確定した場合も含む(別途、就学を証明する書類を提出する必要がある。)。

「同ランク内での調整指数表」

別表2

項 目	細 目	指数
世帯状況 ※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等・生計中心者の失業については、「(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」・(6)別表1で優先されている「生計中心者の失業」」を適用する。 ※各細目の重複適用はしないものとする。(例:父子世帯と生活保護世帯等に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)	(1) 両親不存在世帯 両親が不存在(死亡、拘禁、生死不明)の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合	15
	(2) 母子世帯 配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子	10
	(3) 父子世帯 母子世帯に準じる。	10
	(4) 生活保護世帯等 生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合(注1)	7
	(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」 別表1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合(注1)	7
	(6) 別表1で優先されている「生計中心者の失業」 別表1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合(注1)	7
	(7) 既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯(注1)(注2)	7
連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児(注1)	卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業等を卒園した場合の経過措置	7
地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合	地域型保育事業等を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合	2
就労実績 (注3)	利用希望日時時点で1年以上の就労実績がある場合	2
	利用希望日時時点で半年以上の就労実績がある場合	1
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合(就労状況等と連動した利用の場合)	2
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合	1
同居の親族等の状況 (注4)	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1
産休明け又は育休明け (注5)	産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中(又は5月1日)の復帰者を含む。)	2
今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10
保護者が重度の心身障害の場合(注6)	身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級含む)、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合	5
	療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている場合	3
福祉事務所長が特に必要と認めた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合	15

注1 その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。

注2 合計指数が7点となる世帯と、同ランク同指数で競合した場合は、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」によらず、世帯状況(7)以外が適用される世帯を優先して入所内定とする。

注3 児童の保護者が別表1の番号1又は2に該当する場合、保護者それぞれに加算する。ただし、当該期間中において同一ランク相当の就労実績がある場合に加算する。また、疾病等で保育の必要性が継続している場合には、以前の就労も、就労実績として算定する。

注4 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。

注5 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。

注6 児童の保護者が別表1の番号4(2)に該当する場合、保護者それぞれに加算する。いずれも、それと同等の障害を有する場合を含む。

注7 合計指数の上限は15点とする。

「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

別表3

項 目	項目点
対象児童が障害(身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合)を有している世帯(注1)	1
保護者の一方が長期不在の世帯(単身赴任、海外勤務、入院等)(注2)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯(申請児童の育児休業期間は除く。)(注3)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯(申請児童の育児休業期間は除く。)(注3)(注4)(注5)	1～5
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯(注6)	1
就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯(注7)	+1
申請締め切り時に保育料を滞納している世帯(注8)	0～-3

注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定としない場合がある。

注2 利用希望日時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、利用希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は利用希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合

注3 預けている期間に応じて重複適用する。

注4 生まれ月の違いに配慮するため、利用希望月の1年6か月(2年6か月、3年6か月、4年6か月、5年6か月)以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設等に預けている期間として1か月を加えることとする。

注5 預けている期間が1年以上になるごとに1点を加算する。

注6 当該児童に兄・姉がいる場合で、「現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯(申請児童の育児休業期間は除く。)」での加算がない場合は、当該児童の年齢に関わらず、兄・姉について本加算を行うものとする。

注7—就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。

注8 7 保育料の滞納状況により最大-3とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、滞納状況が解消に向かっている場合にはこの限りではない。

「別表3においても同点となった場合の取扱い」

別表3においても入所判定が困難な場合は、次の順に内定とする。

1	養育している子どもが3人以上の世帯(注1)
2	所得状況のより低い世帯(注2)

注1 養育とは、同居し、監護(監督・保護)することをいう。子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のことをいう。

注2 所得状況とは、保護者及びその配偶者の合計所得金額を合わせた額のことをいう。

国の標準的様式

就勞証明書

究	証明日	西曆	年	月	日
事業所名					
代表者名					
所在地					
電話番号		—		—	
担当者名					
記載者連絡先		—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業主等従者 ☐ 客先従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 合計時間 □ 月間 □ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 □ 月間 □ 週間 日
7	就労時間 (変則就労の場合)	主な就労時間帯 ・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 年月 年 月 日 年月 年 月 日 年月 年 月 日 年月 年 月 日 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 □ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯 ・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定を含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 年 月 日 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 児童名 生年月日 施設名 年 月 日

参考資料 2

川崎市様式

就勞証明書

宛	証明日	西暦	年	月	日
	事業所名				
	代表者名				
	所在地				
	電話番号	—		—	
	担当者名				
	記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄									
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()									
2	フリガナ 本人氏名								生年 月日	年 月 日	
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期		期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)		年 月 日 ~ 年 月 日					
4	本人就労先事業所	名称 住所									
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()									
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日		祝日	合計 時間	月間	時間	分	(うち休憩時間 分)		
		□ □ □ □ □ □ □		□ □							
		一月当たりの就労日数		月間	日	一週当たりの就労日数		週間	日		
		平日	時	分	～	時	分	(うち休憩時間 分)			
		土曜	時	分	～	時	分	(うち休憩時間 分)			
6	就労時間 (変動就労の場合)	日祝	時	分	～	時	分	(うち休憩時間 分)			
		合計時間		□ 月間	□ 週間	時間	分	(うち休憩時間 分)			
		就労日数		□ 月間	□ 週間	日					
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時	分	～	時	分	(うち休憩時間 分)		
7	就労実績 ※日曜・有給休暇を含み、 時間単位に休憩・残業時間を含む	年 月 年 月		年 月	年 月 年 月		年 月	年 月			
日/月		時間/月		日/月	時間/月		日/月	時間/月			
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日									
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日									
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日									
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日									
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯 ・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)									
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無									
14	過去1年以内の勤務体制の変更	勤務体系の変更期間 年 月 日 ~ 年 月 日 変更前の就労時間(休憩時間を除く) 月間 時 分									
15	過去の育休履歴	☐ 有 ☐ 無 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日									
16	雇用の更新の有無 ※有期間更新の場合	☐ 有 ☐ 有(見込み) ☐ 無									
17	給与支給実績(※ ※賞与・年金、退職金等を除いた給 月給(税・社会保険等の控除前金額)	年 月 年 月		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	時給(時給制の方)		
		□ 見込	円	□ 見込	円	□ 見込	円	□ 見込	円	円	
18	備考欄	※項目7に記載した期間の給与支給実績を記載してください。尚、項目7・17は直近の就労日数が雇用契約上の日数を満たす時点(月)の実績を記載してください。(雇用契約上の日数を満たす実績が確認出来ない場合は雇用契約によらず記載された就労日数により判断します。)また、3ヶ月間の実績がない場合は、見込を記載してください。									